

議第4号

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和8年3月19日提出

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴 雄

(提案理由)

県立高等学校における通信制課程についても、他の課程と同様に教育職員手当の支給対象となる学年主任、図書主任、保健主事及び進路指導主事を配置するため、所要の規定の整備を行う。

<関連法令>

○教育長に対する権限の委任等に関する規則

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号)の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

県立高等学校における通信制課程においても、他の課程と同様に教育職員手当の支給対象となる学年主任、図書主任、保健主事及び進路指導主事を配置するため、所要の改正を行うもの

2 改正の内容

「通信制の課程にあつては、教務主任、研修主事及び生徒指導主事に限る。」を削る（第17条第1項本文の括弧書）。

3 施行日

令和8年4月1日

岐阜県立高等学校校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀

貴 雄

岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県立高等学校校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立高等学校校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「通信制の課程にあつては、教務主任、研修主事及び生徒指導主事に限る。」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立高等学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第三号）新旧対照表

(新)		(旧)	
目次	略	目次	略
第一章から第五章まで	略	第一章から第五章まで	略
第六章 職員組織		第六章 職員組織	
第十五条及び第十六条	略	第十五条及び第十六条	略
(教務主任等)		(教務主任等)	
第十七条 学校の課程ごとに教務主任、学年主任、図書主任、保健主事、研修主事、生徒指導主事及び進路指導主事	以下「教務主任等」という。を置く。ただし、教務主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置く学校については、この限りでない。	第十七条 学校の課程ごとに教務主任、学年主任、図書主任、保健主事、研修主事、生徒指導主事及び進路指導主事に限る。以下「教務主任等」という。を置く。ただし、教務主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置く学校については、この限りでない。	
2から9まで	略	2から9まで	略
第十八条から第二十九条の三まで	略	第十八条から第二十九条の三まで	略
第七章から第十二章まで	略	第七章から第十二章まで	略
付則	略	付則	略
別表	略	別表	略
別記第一号様式から別記第十三号様式まで	略	別記第一号様式から別記第十三号様式まで	略